

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（外務省）

制 度 名	特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置		
税 目	法人税・所得税		
要 望 の 内 容	<p>「新しい公共」の実現に向けて、認定特定非営利活動法人制度について、「市民公益税制 P T 中間報告書」を踏まえ、以下の措置を要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 所得税に税額控除方式（控除率：国税 40%、地方税：10%、控除限度額：25%）を導入し、所得控除との選択制とすること。 2. パブリック・サポート・テスト（P S T）に、3,000 円以上の寄附者が 100 名以上で判定できる基準を導入すること。 3. 地方団体が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき独自に指定した特定非営利活動法人については、P S T 要件等を求めないこととすること。 4. 特定非営利活動法人のスタートアップを支援するため、P S T を満たさなくても寄附優遇を受けられる「仮認定」の仕組みを導入すること。 5. みなし寄附金の控除限度額を、学校法人・社会福祉法人・更生保護法人並みの、所得金額の 50%（または 200 万円）へ引き上げること。 6. パブリック・サポート・テスト（P S T）の基準値を 1/5 とする特例を恒久化すること。 <p>（租税特別措置法第 41 条の 18 の 3、第 66 条の 11 の 2、同法施行令第 39 条の 23、同法施行規則第 22 の 12、特定非営利活動促進法第 46 条、法人税法第 37 条、同法施行令第 73 条、同法施行規則第 22 条の 5、所得税法第 78 条関係）</p>		
	平年度の減収見込額	<p>（1. に関して） 約▲120 百万円 （5. に関して） 約▲7 百万円 この他、条例指定による法人のみなし寄附金控除額に伴うもの 約▲35 百万円</p>	
	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	

新設・必要とする理由又は延長を	<p>(1) 政策目的</p> <p>寄附税制の拡充を図り、「新しい公共」の担い手である国際協力NPOの財政基盤を強化する環境整備を目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>「新しい公共」の担い手である国際協力NPOは、開発途上国にて地域住民のニーズに応じた支援や、ハイチ地震やパキスタン水害などの自然災害の被災民に対し迅速かつ機動的な緊急支援を行うなど、貧困削減や平和構築の分野で国際社会が抱える諸問題の解決に貢献する公益性の高い活動を行っている。</p> <p>しかし、これら国際協力NPOの財政基盤は、欧米諸国の団体と比較すると未だ脆弱であり、資金面での限界がその活動面での制約要因となっている場合が多い。このため、国際協力NPOの財政基盤の強化に資する環境整備を行う必要がある。</p> <p>なお、上記「中間報告書」においては、認定機関のあり方について、従来の国税庁から、法人と身近に接し活動内容を的確に把握することができる地方団体等に移管する方向性が示されている（具体的仕組みについては、今後協議し検討する）。また、個人住民税の寄附金控除について、所得税の控除対象寄附金の範囲を超えて、法人への寄附金を地方団体が条例に基づき指定できる仕組みの導入等の方向性も示されている。このように、施策の実施において、地方団体も独自性を発揮できる仕組みが考えられている。</p>	
	今回の要望に関連する事項	合理性
<p>政策の達成目標</p> <p>「新しい公共」の担い手である国際協力NPOの財政基盤強化のための環境を整備し、NPOが活動のための十分な自己資金を確保して、より充実した活動を展開することを通じて、我が国のより効果的かつ効率的な国際協力に寄与すること</p>		
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>		
<p>同上の期間中の達成目標</p>		
<p>政策目標の達成状況</p> <p>認定特定非営利活動法人数 173法人（平成22年8月1日現在）</p>		
有効性		<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>（平成23年度） 認定特定非営利活動法人数・・・約400法人 条例指定を受ける特定非営利活動法人数・・・約700法人 仮認定特定非営利活動法人数・・・約700法人 みなし寄附金制度を利用する法人数・・・約30法人</p>
	<p>要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）</p> <p>（平成23年度） ・寄附金の税額控除に伴う減収見込 国税 約1.2億円、地方税 約0.6億円 ・みなし寄附金の控除限度額の引上げに伴う減収見込み 国税 約700万円、地方税 約230万円 ・個人住民税の寄附金税額控除に係る対象法人の拡大に伴う減収見込み 国税 約3,500万円、地方税 約900万円</p>	

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税・・・法人住民税，法人事業税，個人住民税
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	寄附金の税制優遇に係る認定特定非営利活動法人制度は，制度の発足以来約 9 年を経ており，この間，認定基準の見直しや申請書類の簡素化等の累次の改正が行われてきた。結果として認定法人数は増加してきているが，法人の財政上の問題を解決するにはまだ十分ではないとの指摘がなされている。 今回の要望の基となっている「中間報告書」の内容は，上記指摘を踏まえて，寄附優遇税制の拡充や認定基準の見直しに関して抜本的な制度改正を伴うものであり，『「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応』及び『新成長戦略』にも明記されている。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	みなし寄附金額 平成 19 年度 1.8 百万円 平成 20 年度 2.2 百万円 平成 21 年度 3.4 百万円
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	_____
	前回要望時の達成目標	より多くの国際協力 NPO が，認定特定非営利活動法人制度を活用して活動のための十分な自己資金を確保し，より充実した活動を展開することを通じて，我が国の国際協力に寄与すること
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	_____
これまでの要望経緯	平成 13 年度の認定特定非営利活動法人制度創設以降，平成 13・14・15・17・18・20・22 年度と要望を提出し，累次の改正が行われてきた。	